

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年 2月12日

【会社名】 レカム株式会社

【英訳名】 RECOMM CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 伊藤 秀博

【本店の所在の場所】 東京都千代田区九段北四丁目 2番 6号

【電話番号】 03-5357-1411 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 C F O兼経営管理本部長 砥綿 正博

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区九段北四丁目 2番 6号

【電話番号】 03-5357-1411 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 C F O兼経営管理本部長 砥綿 正博

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】

その他の者に対する割当	
株式	100,002,500円
第14回新株予約権証券	5,615,452円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	505,621,452円

注 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合や当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,538,500株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準的な株式です。 なお、単元株式数は100株です。

(注) 1 本届出書により募集する当社普通株式(以下「本新株式」といいます。)の発行は、平成28年2月12日(金)開催の取締役会決議によるものであります。

2 当社普通株式にかかる振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。

振替機関名称 株式会社証券保管振替機構

振替機関住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	1,538,500株	100,002,500	50,001,250
一般募集			
計(総発行株式)	1,538,500株	100,002,500	50,001,250

(注) 1 発行価額の総額を第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法第445条の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は、50,0001,250円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
65	32.5	100株	平成28年2月29日(月)		平成28年2月29日(月)

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

3 当社は、本届出書の効力が発生した後、払込期日までに本新株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結する予定です。払込期日までに、本新株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本新株式の発行は行われないこととなります。

4 払込期日に払込みがなされなかった場合には、割当予定先の割当を受ける権利は消滅し、割当の株式は失権します。

5 申し込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
レカム株式会社 経営管理本部	東京都千代田区九段北四丁目2番6号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 九段支店	東京都千代田区九段南一丁目5番6号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行新株予約権証券(第14回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	76,924個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	5,615,452円
発行価格	新株予約権1個につき73円(新株予約権の目的である株式1株当たり0.73円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成28年2月29日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	レカム株式会社 経営管理本部 東京都千代田区九段北四丁目2番6号
払込期日	平成28年2月29日(月)
割当日	平成28年2月29日(月)
払込取扱場所	株式会社りそな銀行 九段支店

(注) 1 第14回新株予約権証券(以下、「本新株予約権」という。)の発行については、平成28年2月12日開催の当社取締役会決議によるものであります。

2 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の総数は、7,692,400株とする(本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「割当株式数」という。))は100株とする。)但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項の規定に従って行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義される。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、金65円とする。但し、第2項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>2. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり} \text{の払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び新設分割、吸収分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p>

	<p>本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合</p> <p>調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合</p> <p>調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、新設分割、吸収分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>505,621,452円</p> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合や当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p>

	<p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成28年2月29日から平成30年2月28日までとする。但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求受付場所 レカム株式会社 経営管理本部 東京都千代田区九段北四丁目2番6号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社りそな銀行 九段支店</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の180%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日(以下「取得日」という。)の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金73円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編成行為」という。)をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社(以下、総称して「再編成対象会社」という。)の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。</p> <p>交付する再編成対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>新株予約権を行使することのできる期間 別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第2項「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」に準じて決定する。</p>

	<p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項「本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。 その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件 別記「新株予約権の行使の条件」及び別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に準じて決定する。 譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
--	--

(注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、上記表中「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に記載の新株予約権の行使請求受付場所に提出しなければならないものとする。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

2. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類の全部が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める新株予約権の行使請求受付場所に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が同欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。

3. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に関する新株予約権証券を発行しないものとする。

4. 株券の不発行

当社は、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しないものとする。

5. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

6. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
605,623,952	6,200,000	599,423,952

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の発行価額の総額(100,002,500円)及び本新株予約権の払込金額の総額(5,615,452円)に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(500,006,000円)を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の内訳は、新株予約権等算定評価報酬費用1,200,000円、株式事務手数料・変更登記費用等3,000,000円、弁護士費用等2,000,000円を予定しております。なお、発行諸費用の概算額は、想定される最大の金額であり、本新株予約権の行使が行われなかった場合、上記登記関連費用、株式事務手数料は減少します。
4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

(2) 【手取金の使途】

本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
M & A 資金	100	平成28年3月～平成28年5月

- (注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理致します。
2. M & A 資金につきましては、太陽光を利用した発電システム等の販売、施工が可能となる企業(売上高10億円～20億円規模)を対象としたM & Aに100百万円を活用する予定です。現在、1社とデューデリジェンスを実施中であり、交渉を行っておりますが、進展がありましたら適切に開示いたします。なお、本新株予約権の発行により調達する資金の使途の一部もM & A 資金に活用する予定ですが、案件の成立時期が早いものから本新株式により調達する資金を活用するため、資金使途の対象案件が変更となる可能性があります。

本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
1. M & A 資金	149	平成28年4月～平成28年9月
2. 海外拠点進出に係る事業資金	50	平成28年3月～平成28年5月
海外拠点開設費用	50	平成28年10月～平成29年3月
3. 環境関連分野への設備投資資金	150	平成28年4月～平成28年12月
4. 人工知能を用いたOCRサービスを販売するための資金	100	平成28年4月～平成29年3月

- (注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理致します。
2. 本新株予約権の行使による調達額(499百万円)につきまして、本新株予約権が行使されない場合又は本新株予約権を消却した場合には、当初計画通りに資金調達ができない可能性があります。本新株予約権の行使が進展しない場合、市場動向を勘案及び割当先との交渉の上、その他の資金調達により充当、又は、中止・規模縮小等による対応を検討いたします。なお、現時点においては1. 2. 3. 4. の優先順位で充当する予定です。
3. M & A等の資金の支出予定期間内において、当社が希望する条件のM & A等の案件成立に至らなかった場合であっても、引き続き、案件の発掘・選定を継続し、具体的な案件が成立した時点で、資金を充当する予定です。なお、計画したM & Aが不調に終わった場合には、自社での新規事業分野開拓のための投資に充当する予定ですが、当該状況が発生した場合は速やかに公表いたします。

本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な用途は以下のとおりです。

M & A 資金につきましては、情報通信機器事業の同業他社又は事業シナジーがある企業との資本業務提携、BPO事業の同業他社とのM & A（売上高100百万円規模）、又は人口知能を用いたOCRサービスの販売をより強固なものとするための資金に149百万円を活用する予定です。現在、複数の協業先、M & A 候補先と交渉を行っておりますが、進展がありましたら適切に開示いたします。なお、本新株式の発行により調達する資金もM & A 資金に活用する予定ですが、案件の成立時期が早いものから本新株式の発行により調達する資金を活用するため、資金使途の対象案件が変更となる可能性があります。

海外拠点進出に係る事業資金につきましては、既存事業の拡充を視野に入れ、カンボジア、タイ等の東南アジア地域での現地調査費用に50百万円を活用する予定です。その調査結果を踏まえ、進出国および展開する事業を選定し、現地の拠点開設費用として50百万円を活用する予定です。具体的な進出国および展開する事業については現在未定ですが、確定いたしましたら適切に開示いたします。

環境関連分野への設備投資につきましては、太陽光を利用した発電所建設のための設備投資資金に150百万円を活用する予定です。これを実施するためには、太陽光を利用した発電システム等の販売、施工が可能となる企業を対象としたM & Aの成立が条件となります。万一、当該M & Aが不成立となった場合は、東南アジア地域でのLED販売体制への投資に資金を充当する予定であります。

人工知能を用いたOCRサービスを販売するための資金につきましては、本サービスを展開するための販売体制の構築、及び中国での販売展開や製品開発を検討するための資金、及び情報通信事業において販売するMFP（プリンタ複合機）に人工知能搭載OCRを用いた画像認識技術をバンドルした付加価値サービスを開発、構築するための資金に100百万円を活用する予定です。

< 中期経営計画の進捗 >

当社グループ(当社および当社の関連会社)は、中小企業のお客様に対して、情報通信機器の販売、設置工事、保守、インターネットサービスの販売を行うとともに、BPO(ビジネス・プロセス・アウトソーシング：自社の業務プロセスの一部を外部の専門企業に委託する)事業を次なる主要事業に成長させるべく取り組んでおります。また、これら事業を通じて、企業理念である「最適な情報通信システムの構築」「最大限の経費削減のお手伝い」「迅速かつ安心して頂ける保守サービスの提供」を行い、お客様企業のITインフラの「ワンストップサービスカンパニー」を目指しております。

当社の強みは、情報通信機器販売のプロ集団としての高い販売力と、中小企業を中心に全国約6万社の強固な顧客基盤を持つところにあると認識しております。また、平成15年より中国大連市でOA機器の販売を開始しております。BPO事業においては、大連、長春、ミャンマーに拠点を開設するなど、アジア地域における事業展開ノウハウを有しております。

当社は、これらの強みを活かした、顧客内の“レカムシェア”拡大、ストック型サービスの拡大、アジアにおける経営ノウハウの有効活用という方針のもと、平成26年11月に中期経営計画(平成27年9月期～平成29年9月期)を策定し、「営業利益率7%」、「自己資本比率50%」、「配当性向30%」の達成に向けて事業を推進してまいりました。

平成27年9月期は、情報通信事業において、当社が販売したIP電話の不正アクセス問題が起こり、全社を挙げて対策、及び收拾を図ってまいりましたが、その影響が相当程度あったこともあり、業績は想定通りに進展しませんでした。平成28年9月期は、同問題をほぼ終息させることができ、顧客内の“レカムシェア”拡大、ストック型サービスの拡大に取り組んでおります。また、グループ経営とスピード経営を推進するために、権限移譲を進め、事業本部制を導入いたしました。合わせてM & Aの推進、情報システム投資を中心とした生産性の向上に取り組んでおります。各事業の取り組みにつきましては下記のとおりです。

情報通信機器事業

「業界No.1企業」のポジション獲得へ向けた基盤構築を行うため、事業本部制への改組と営業手法改革の浸透に取り組むとともに差別化商品・サービスの導入を図っております。この一環として、平成27年2月には、NTT東日本・西日本の光アクセスサービス(フレッツ光)の事業認定を受け、当社独自のインターネットサービス「Ret'sひかり」を提供し、ストック型収益の確立を進めております。また平成27年11月にはセキュリティ製品の中国No.1ブランドを有するヴィーナステック社との合併会社を設立し、セキュリティ製品の販売を強化してまいります。平成28年1月には邦英株式会社よりオフィス家具事業の譲り受けを完了しました。

BPO事業

当事業は売上が順調に拡大してまいりましたが、さらなる売上拡大を目指し営業人員の増員とM&Aによる売上規模の拡大に取り組んでまいりました。海外のBPO拠点では、コスト面や品質面の競争優位性を確立すべく、社員教育による生産性の向上と品質改善に取り組んでおります。さらには、BPOセンターの拡充、効率化を図るため、平成27年12月に大連レカム通信設備有限公司とM&Aで取得した子会社2社の3社合併を実施し、前期に設立したミャンマーレカム株式会社の人員を10名体制から23名体制へ増員を図るなど、海外BPO拠点の拡充と効率化を図っております。

<今後の成長戦略>

今後、当社グループがより一層の成長を図っていくためには、既存事業の拡充とともに、当社の強みである販売力、中小企業6万社の顧客基盤と販売力、アジアにおける事業展開のノウハウを活かし、潜在的な成長性の高い分野へ進出していくことが不可欠であると考えております。これらを推し進めるために、中期経営計画にも掲げておりますM&A及び資本・業務提携等に積極的に取り組み、事業規模の拡大とストック型ビジネスの構築を図り、収益基盤を強化してまいります。

既存事業の拡充

主力事業の情報通信事業においては、引き続き営業人員の増員と教育に取り組んでまいります。また、差別化商品・サービスの設計・導入を図ること等により、営業員1人当たりの売上の増大を図ってまいります。なかでもセキュリティ関連商品は、今後も市場が拡大する分野でもあり、新商材の導入を進めてまいります。また、情報通信事業は、現在のところ国内販売が中心となっておりますが、海外展開においては、既に中国での販売活動を開始しており、今後はカンボジア、ミャンマー、タイ等の東南アジア諸国での拠点開設を検討し、海外販売を強化してまいります。

BPO事業においては、事業規模のさらなる拡大を図っていくため、営業人員を増員していくとともに、資本業務提携やM&Aによる手法も検討しております。BPOセンターでは、品質の向上と受託できる業務領域を拡大させるために、社員教育による生産性の向上と業務改善に取り組んでまいります。また、生産性の向上や業務領域を拡大していくためには、業務提携や資本提携等のアライアンスも検討しております。

環境関連分野への取り組み強化

当社は、これまで“レカムシェア拡大”を推進するため、情報通信機器に加え、自社ブランドのLED照明や新自然冷媒ガス等、環境関連分野の商材を投入してまいりました。今後は、上海や東南アジア地域へ拠点を開設し、LED照明の販売を強化してまいります。また、本年4月からの電力小売全面自由化を機に、電力の取次を当社グループの顧客基盤に対して開始することを検討しております。これにより、今後の成長戦略で標榜しておりますストック型ビジネスの拡大に繋がってまいります。

さらには、新規事業として太陽光を利用した発電システム等の販売、施工が可能となる企業とのM&Aを検討しており、自社で太陽光を利用した発電所を保有・運営し、電力会社へ電力を販売することでストック型収益となる売電収入を得ることも検討しております。自然エネルギーにより発電するグリーンエネルギー分野は当社の販売力と顧客基盤を活かせる事業であるため、この新規事業を迅速に立ち上げ事業展開を図っていくためには、現在検討しておりますM&Aが成立することが必要条件となります。

以上のとおり、当社グループの中期経営計画を推進し、持続的な成長及び企業価値向上に向けて、上記取り組みの遂行が可能となる企業とのM&A及び資本・業務提携等の機会を適宜実行するため、手元資金の確保が早期にでき、且つ中期的に既存株主の利益を十分に配慮した資金調達が必要であると判断し、本新株式及び本新株予約権の発行を決定いたしました。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売り出しに関する特別記載事項】

1. ロックアップについて

本新株式・本新株予約権の募集に関連して、当社は割当予定先との間で平成28年2月29日までに締結予定の「総数引受契約」の締結日以降、以下に掲げる期間のいずれにおいても、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、対象有価証券(以下に定義する。以下同じ。)の発行等(公募か私募か、株主割当か第三者割当か、新規発行か自己株式の処分か、その形態を問わず、組織再編行為等における対象有価証券の交付を含む。)又はこれに関する公表を行わない。

払込期日から6か月間が経過した日又は割当予定先が保有する本新株式及び本新株予約権の残高がなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間

払込期日から6か月間が経過した日以降、さらに6か月間が経過した日又は割当予定先が保有する本新株式及び本新株予約権の残高がなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間

ただし、当該の期間においては、本新株予約権に係る行使価額を下回る価額での発行等又はこれに関する公表に限りロックアップの対象とする。

当社が上記に違反した場合には、割当予定先からの請求に従って、当社は次の各号を行わなければならない。

当該違反時点において割当予定先が保有する本新株式により取得した株式を、発行価額の180%相当額にて割当予定先から買い取る。

当該違反時点において割当予定先が保有する本新株予約権の行使により取得した当社の株式を、本新株予約権に係る行使価額の180%相当額にて割当予定先から買い取る。

当該違反時点において割当予定先が保有する本新株予約権を発行価額の100%相当額にて割当予定先から買い取るとともに、その行使価額の80%相当額に当該新株予約権の行使によって発行される株式数を乗じた金額を割当予定先に対し支払う。

「対象有価証券」とは、当社普通株式及び当社の普通株式を取得する権利又は義務の付された有価証券(新株予約権、新株予約権付社債、当社の株式への転換予約権又は強制転換条項の付された株式、及び取得対価を当社の株式とする取得請求権又は取得条項の付された株式を含むがこれらに限られない。)をいうが、当社及び子会社の役員及び従業員に対して発行される新株予約権並びにこれらの者に対して既に発行され又は今後発行される新株予約権の行使に応じて発行又は交付されるもの、並びに当社と割当予定先との間での「総数引受契約」の締結時点で既に発行された有価証券の行使に基づき発行又は交付されるものを除く。

2. 先買権について

新株式発行等の手続

当社は、払込期日から2年間、株式、新株予約権又は新株予約権付社債(以下「本追加新株式等」という。)を発行又は交付(以下「本追加新株式発行等」という。)しようとする場合には、次の各号を遵守しなければならないものとする。但し、割当予定先が保有する本新株式・本新株予約権の残高がなくなり次第、この権利は消滅する。

当社は、割当予定先に対し、本追加新株式発行等を決議すべき取締役会の開催日の2週間前までに、その予定にかかる主要な条件・内容(本追加新株式等の種類、価額、数量、払込期日、引受予定先(以下「提案先」という。)の名称・所在地等を含むが、これらに限られない。以下同じ。)を記載した書面(以下「本通知書」という。)を交付しなければならない。

割当予定先は、本通知書を受領後速やかに、本通知書に記載された条件・内容により、本追加新株式等を引受けることを希望する旨を記載した書面(以下「応諾通知」という。)を当社に交付することにより、本追加新株式等を本通知書に記載された条件・内容により引受けることができる。

当社は、本項第 号に従い割当予定先から応諾通知を受領しなかった場合のみ、本通知書に記載された条件・内容に従い、提案先に対してのみ、本追加新株式発行等を決議することができる。

当社は本追加新株式発行等を決議したときは直ちに適用法令に従い開示するものとする。

例外

前項の定めは、次の各号の場合には、適用されないものとする。

ストック・オプション目的により、当社の役職員又はコンサルタント若しくはアドバイザーに対して新株予約権の付与を行う場合、又は普通株式の発行又は交付(上記ストック・オプション目的により付与された新株予約権の行使に基づくものを除く。)の場合において、当社の取締役会によって適法に承認された資本政策に従っており、且つ、その発行規模が発行済株式総数の5%(新株予約権の発行の場合には、当該新株予約権が行使された場合に交付される株式数を基準に判断される。)を超えないとき。

開示書類に記載された既発行の新株予約権の行使及び新株予約権付社債の転換の場合において、当該行使又は転換が開示書類に記載された条件から変更又は修正されずに、当該条件に従って行われるとき。

上記の他、当社と割当予定先とが、別途本条の先買権の対象外とする旨を書面により合意したとき。

違反時の手続

当社が上記「1. 新株式発行等の手続」に従わずに本追加新株式発行等の発行決議を行った場合には、当社は、かかる本追加新株式発行等における主要な条件・内容と同等の条件・内容にて、直ちに割当予定先に対し本追加新株式等を別途発行又は交付しなければならない。

当社は、払込期日から2年間、株式、新株予約権又は新株予約権付社債(以下「本追加新株式等」という。)を発行又は交付(以下「本追加新株式発行等」という。)しようとする場合には、次の各号を遵守しなければならないものとする。但し、割当予定先が保有する本新株式・本新株予約権の残高がなくなり次第、この権利は消滅する。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a . 割当予定先の概要

O a k キャピタル株式会社

名称	O a k キャピタル株式会社
本店の所在地	東京都港区赤坂八丁目10番24号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度第154期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) 平成27年6月26日 関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度第155期第1四半期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日) 平成27年8月7日 関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度第155期第2四半期 (自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日) 平成27年11月6日 関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度第155期第3四半期 (自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日) 平成28年2月5日 関東財務局長に提出

b . 提出者と割当予定先の関係

出資関係	当社普通株式を213,300株(当社の総議決権の数に対する割合0.42%)を所有しております。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

c . 割当予定先の選定理由

当社は、資金調達において、複数の投資家候補の中から割当予定先を選定するに当たり、当社の成長戦略において必要とする機動的な資金調達が見込めることや、当社の成長戦略、資金需要、資金調達の時期、経営方針、将来的な目標等、当社の状況を理解していただける割当予定先であることを重視し、検討を行ってまいりました。

その中で、今回O a k キャピタル株式会社を割当予定先に選定した経緯及び理由は、同社が上場企業向けファイナンスを数多く引受けた実績を持ち、当社が平成26年8月に実施した第三者割当増資の割当先であります。その後も継続的に同社から資金調達に関する提案を受けるなど同社との関係が継続していた中で、同社との間で先買権を定めていることもあることなどから、改めて当社から同社に対して本資金調達の目的で面談を申込み、協議を実施いたしました。その結果、当社は同社に対して、当社の成長戦略、財務内容及び資金需要等の説明を行い、当社の現状を理解していただきました。

そのうえで、同社から株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得る資金調達手法として、新株式及び新株予約権を同社に割当てる手法の提案を受けました。この提案内容は、他社の提案内容に比べ、資金調達のタイミング及び金額等、当社のニーズに最も合致する条件であったことなどから、同社を割当予定先として選定いたしました。

割当予定先は、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場する独立系の投資会社として中立な立場から、国内外において10年以上に渡り投資事業を行っております。新興市場に上場する企業並びに中堅上場企業向けの第三者割当によるエクイティ・ファイナンス引受けを通して、これまで数多くの上場企業の資金調達を支援してきております。同社の投資スタイルは、発行会社が調達した資金が成長の為に資金として活かされることを重視しており、発行会社の成長戦略や事業戦略を軌道に乗せることでその企業価値向上に成果を上げております。

d．割り当てようとする株式の数

(1) 本新株式

割当予定先に割り当てる株式の総数は1,538,500株であります。

(2) 本新株予約権

割当予定先に割り当てる本新株予約権の総数は76,924個、本新株予約権の目的である株式の総数は7,692,400株であります。

e．株券等の保有方針

割当予定先より、本新株式及び本新株予約権並びにその行使により取得する当社株式を、当社の業務を支援し企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨、及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行う旨を表明いただいております。

なお、当社は、割当予定先より、割当予定先が払込期日から2年以内に本新株式により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先から、本新株式及び本新株予約権の払込金額の総額並びに本新株予約権の行使に要する金額の払込みに要する資金は確保されている旨の口頭での報告を受けており、割当予定先の平成28年3月期第3四半期の四半期報告書に掲げられた四半期財務諸表から、割当予定先がかかる払込み及び行使に要する十分な現預金その他の流動資産を保有していることを確認しております。

g．割当予定先の実態

割当予定先は東証二部に上場しており、平成27年12月17日に同取引所へ提出したコーポレートガバナンス報告書においては、警察、顧問弁護士等との連携により、反社会的勢力との一切の関係を遮断すること等の反社会的勢力排除に向けた基本方針を定めていることを確認しております。さらに当社は、過去の新聞記事、WEB等のメディア掲載情報の検索により、割当予定先及びその役員は暴力団等とは一切関係がないと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡につきましては譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認を必要としております。但し、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

株式の譲渡につきまして、該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式

本新株式の発行価額は、本新株式発行に関する取締役会決議日の直前営業日から1週間（平成28年2月4日から2月10日まで）のJASDAQスタンダードにおける当社普通株式の終値平均である69.8円に対してディスカウント率6.88%である65円といたしました。なお、本新株式の発行価額については、取締役会決議日の直前取引日（平成28年2月10日）の終値87円からの乖離率が25.3%のディスカウント、同決議日の直前1か月間（平成28年1月12日から平成28年2月10日まで）の終値平均である53.4円との乖離率が21.7%のプレミアム、同決議日の直前3か月間（平成27年11月11日から平成28年2月10日まで）の終値平均である49.3円との乖離率が31.8%のプレミアム、同決議日の直前6か月間（平成27年8月11日から平成28年2月10日まで）の終値平均である48.1円との乖離率が35.2%のプレミアムとなっております。

当社が上記発行価額を決定するに当たり、直近1週間の終値平均を基準とした理由は、当社が平成28年2月5日付「平成28年9月期第1四半期決算短信」において、売上が前年同四半期に比べ31.7%増と大幅に増加し、親会社株主に帰属する四半期純損益は前年同四半期に比べ60百万円改善の17百万円の損失という決算を発表し、平成28年9月期の連結業績予想については直近に公表している業績予想に沿った推移だったこともあり修正を行わなかったにも拘らず、公表後の株式会社東京証券取引所における当社の株価においては平成28年2月5日から平成28年2月10日までの間に77.55%も上昇し、売買高も急増しております。こうした状況を勘案した上で、一時的な相場変動による影響を受けた取締役会決議日直前日の終値を参考とするよりも、当該株価変動の影響を回避するために一定期間の終値平均を参考とする方が算定根拠として客観性が高く、中長期的にみた場合には合理性が高いと判断したためであります。また、本新株式の発行価額は日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日付）に準拠して決定したものであり、特に有利な発行価額には該当しないものと判断いたしました。

当社監査等委員全員も当社取締役会において、本新株式の発行価額は市場慣行に従った一般的な方法であり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日付）を勘案し、割当予定先と協議のうえ決定したものであり、特に有利な金額には該当しないと判断しております。

本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を独立した第三者評価機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザー（代表取締役：小幡治、住所：東京都港区元赤坂1-6-2安全ビルレジデンス19階）に依頼しました。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定手法の決定に当たって、境界条件から解析的に解を求めるブラック・ショールズ方程式や格子モデルといった他の価格算定手法との比較及び検討を実施したうえで、一定株数及び一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、並びに本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められたその他の諸条件を適切に算定結果に反映できる価格算定手法として、一般的な価格算定手法のうちブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて本新株予約権の評価を実施しています。

ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法は、新株予約権の原資産である株式の価格がブラック・ショールズ方程式で定義されている確率過程で変動すると仮定し、その確率過程に含まれる標準正規乱数を繰り返し発生させて将来の株式の価格経路を任意の試行回数分得ることで、それぞれの経路上での新株予約権権利行使から発生するペイオフ（金額と時期）の現在価値を求め、これらの平均値から理論的な価額を得る手法です。

当該算定機関は、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価87円/株、当社普通株式の価格の変動率（ボラティリティ）116.3%（3か月）、98.9%（6か月）、75.0%（1年）、87.5%（2年）、満期までの期間2年、配当利率1.2%、安全資産利率0.04%（3か月）、0.01%（6か月）、0.04%（1年）、0.06%（2年）、取得事由（当社普通株式の価格が20取引日連続して、行使価額の180%を超えた場合、当社は、2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。）、発行会社の行動、割当予定先の行動を考慮して、一般的な価格算定モデルであるブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて、本新株予約権の評価を実施しました。

また、割当予定先の行動は、当社株価が権利行使価額を上回っている場合に随時権利行使を行い、取得した株式を1日当たりの平均売買出来高の約5%を売却することと仮定しています。

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、算定結果である1個当たりの払込金額73円を参考に本新株予約権の1個当たりの払込金額を金73円といたしました。

当社といたしましては、第三者評価機関の行った算定結果は、新株予約権の評価において、一般的に公正妥当と考えられる算定方法及び手順で検討されていることから、合理的な評価であると判断し、この度割当予定先に発行する新株予約権の発行価額につきましても、当該第三者評価機関の行った評価と同額に決定されておりますので、有利発行に該当せず、適正な価格であると判断いたしました。また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権に関する取締役会決議日の直前営業日から1週間（平成28年2月4日から2月10日まで）のJASDAQスタンダードにおける当社普通株式の終値平均である69.8円に対してディスカウント率6.88%である65円といたしました。なお、本新株予約権の行使価額については、取締役会決議日の直前取引日（平成28年2月10日）の終値87円からの乖離率が25.3%のディスカウント、同決議日の直前1か月間（平成28年1月12日から平成28年2月10日まで）の終値平均である53.4円との乖離率が21.7%のプレミアム、同決議日の直前3か月間（平成27年11月11日から平成28年2月10日まで）の終値平均である49.3円との乖離率が31.8%のプレミアム、同決議日の直前6か月間（平成27年8月11日から平成28年2月10日まで）の終値平均である48.1円との乖離率が35.2%のプレミアムとなっております。

当社が上記行使価額を決定するに当たり、直近1週間の終値平均を基準とした理由は、当社が平成28年2月5日付「平成28年9月期第1四半期決算短信」において、売上高が前年同四半期に比べ31.7%増と大幅に増加し、親会社株主に帰属する四半期純損益は前年同四半期に比べ60百万円改善の17百万円の損失という決算を発表し、平成28年9月期の連結業績予想については直近に公表している業績予想に沿った推移だったこともあり修正を行わなかったにも拘らず、公表後の株式会社東京証券取引所における当社の株価においては平成28年2月5日から平成28年2月10日までの間に77.55%も上昇し、売買高も急増しております。こうした状況を勘案した上で、一時的な相場変動による影響を受けた取締役会決議日直前日の終値を参考とするよりも、当該株価変動の影響を回避するために一定期間の終値平均を参考とする方が算定根拠として客観性が高く、中長期的にみた場合には合理性が高いと判断したためであります。

当社監査等委員全員も、本新株予約権の行使価額の算定方法は、市場慣行に従った一般的な方法であり、発行価額については、当該第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、その算定過程及び当該前提条件等に関して当該第三者評価機関から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、評価額は適正かつ妥当な価額と思われ、その評価額を踏まえて決定された本新株予約権の1個当たりの払込金額金73円は、特に有利な金額には該当しないと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回、本新株式の株式数1,538,500株（議決権数15,385個）、本新株予約権の行使による株式数7,692,400株（議決権数76,924個）を合わせた株式総数は9,230,900株（議決権数92,309個）であり、平成28年2月12日現在における当社発行済株式総数50,840,500株に対する割合が18.16%（平成28年2月12日現在の議決権総個数507,835個に対する割合は18.18%）であり、当社普通株式1株当たりの株式価値は一定程度希薄化することとなります。

しかしながら、当社は、本資金調達は、上記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、財務及び事業基盤の更なる強化につながることから、当社企業価値の向上に資するものと考えており、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。

従いまして、本資金調達に係る株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

なお、上記「1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」に記載のとおり、本新株式及び本新株予約権並びにその行使により取得する当社株式について、割当予定先は長期保有の方針ではなく、株価の状況や市場での株式取引状況を鑑みながら市場にて売却していく方針であります。一方で、当社株式の直近6か月間の1日当たり平均出来高は1,597,107株、直近3か月間の1日当たり平均出来高は2,682,130株、直近1か月間の1日当たり平均出来高は6,713,577株、直近1週間の1日当たり平均出来高は25,100,000株と一定の流動性を有しており、本新株式及び本

新株予約権がすべて行使された場合の発行株式数9,230,900株を本新株予約権の行使期間である2年間(245日/年営業日で計算)で売却した場合の1日当たり数量は18,839株となりますが、この数量は上記直近6か月間の1日当たり平均出来高の1.18%、直近3か月間の1日当たり平均出来高の0.70%、直近1か月間の1日当たり平均出来高の0.28%程度であることから、株価に与える影響は限定的かつ、消化可能なものと考えております。

以上のことから、当社といたしましては、平成28年2月12日開催の取締役会において、本新株式及び本新株予約権の発行について検討した結果、長期かつ安定的な投資資金を調達し、財務基盤を強化することによって、当社の成長を図ることを目的とする本資金調達による本新株式及び本新株予約権の募集は、当社の企業価値及び株式価値の向上を図るためには必要不可欠かつ合理的な規模及び数量であると判断いたしました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有 議決権数の割合	割当後の 所有株式数(株)	割当後の総議決 権数に対する所有 議決権数の割合
Oakキャピタル株式会社	東京都港区赤坂八丁目10番24号	213,300	0.42%	9,444,200	15.74%
伊藤 秀博	東京都練馬区	4,000,000	7.88%	4,000,000	6.67%
山崎 和也	青森県弘前市	3,923,200	7.73%	3,923,200	6.54%
有限会社ヤマザキ	青森県弘前市上鞆師町11番1	2,847,200	5.61%	2,847,200	4.74%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	775,800	1.53%	775,800	1.29%
楽天証券株式会社	東京都品川区東品川4町名12番3号	722,800	1.42%	722,800	1.20%
亀山 与一	栃木県佐野市	500,000	0.98%	500,000	0.83%
鍵谷 文勇	埼玉県川口市	490,000	0.96%	490,000	0.82%
株式会社ビジョン	東京都新宿区西新宿6丁目5番1号	483,800	0.95%	483,800	0.81%
岩田 英作	東京都江戸川区	393,000	0.77%	393,000	0.65%
富田 邦守	東京都北区	287,000	0.57%	287,000	0.48%
計		14,636,100	28.82%	26,867,000	39.77%

- (注) 1. 所有株式数につきましては、平成27年9月30日現在の株主名簿に記載された数値を基準として記載をしております。割当後の割当予定先の所有株式数は、本新株式1,538,500株及び本新株予約権の目的となる株式の数7,692,400株を合計した数値を記載しております。なお、上記「1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」に記載のとおり、本新株式及び本新株予約権並びにその行使により取得する当社株式について、割当予定先は株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する方針であり、市場の状況も配慮しつつ売却することもありうるのとことでもあります。
2. 平成28年2月12日の発行済株式総数は50,840,500株、発行済株式に係る議決権の総数は507,835個であります。
3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成28年2月12日現在の発行済株式に係る議決権の総数(507,835個)に割当予定先に割当てる本新株式1,538,500株(議決権数15,385個)、本新株予約権の目的となる株式の数7,692,400株(議決権数76,924個)を加えた議決権数600,144個を基準に算定しております。
4. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の第22期有価証券報告書及び四半期報告書（第23期第1四半期）（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

2．臨時報告書の提出について

組込情報である第22期有価証券報告書の提出日（平成27年12月18日）以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（平成27年12月21日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社は、平成27年12月18日開催の第22期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

なお、すべての議案は原案どおり承認可決されました。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年12月18日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社へ移行するため、所要の変更を行う。

業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定を新設する。

上記変更に伴う条数の変更を行う。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、伊藤秀博、砥綿正博、田中最代治の各氏を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、加藤秀人、山口義成、嶋津良智の各氏を選任する。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額500百万円以内と定める。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額30百万円以内と定める。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案	219,681	2,464	0	(注) 2	可決 98.89
第2号議案					
伊藤 秀博	219,094	3,061	0	(注) 3	可決 98.62
砥綿 正博	218,948	3,207	0		可決 98.56
田中 最代治	219,129	3,026	0		可決 98.64
第3号議案					
加藤 秀人	219,100	3,045	0	(注) 3	可決 98.63
山口 義成	219,158	2,987	0		可決 98.66
嶋津 良智	219,158	2,987	0		可決 98.66
第4号議案	218,124	4,021	0	(注) 1	可決 98.19
第5号議案	218,667	3,488	0	(注) 1	可決 98.43

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決または否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第22期)	自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日	平成27年12月18日 関東財務局長に提出
訂正有価証券報告書	事業年度 (第22期)	自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日	平成28年2月5日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第23期第1四半期)	自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日	平成28年2月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第 1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年12月18日

レカム株式会社
取締役会 御中

九段監査法人

指定社員 公認会計士 光 成 卓 郎 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 石 倉 郁 男 印
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているレカム株式会社の平成26年10月1日から平成27年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レカム株式会社及び連結子会社の平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、レカム株式会社の平成27年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、レカム株式会社が平成27年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年12月18日

レカム株式会社
取締役会 御中

九段監査法人

指定社員 公認会計士 光 成 卓 郎 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 石 倉 郁 男 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているレカム株式会社の平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レカム株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年2月10日

レカム株式会社
取締役会 御中

九段監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 杉 山 一 雄 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 石 倉 郁 男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているレカム株式会社の平成27年10月1日から平成28年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成27年10月1日から平成27年12月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成27年10月1日から平成27年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、レカム株式会社及び連結子会社の平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。